

重大被措置児童等虐待検証報告書の概要

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
処遇審査部会 重大被措置児童虐待検証委員会

第1 検証について（検証報告書P2～3）

1 検証の目的

事案の発生を避けなかった背景を明らかにし、二度と被措置児童等虐待が発生することのないよう、未然防止策等を提言することを目的とする。

2 検証の枠組み

(1) 検証対象

児童相談所、里親、補助員、教職員、市町村教育委員会、市町村、県

(2) 意見聴取の対象

長野県里親会連合会、里親審査部会、近隣ファミリーホーム事業者

(3) 検証の視点

里親認定、児童委託、事案発生後

3 検証の方法

記録、ヒアリングに基づく検証等

第2 検証事案（検証報告書P4～9）

1 里親及びファミリーホーム

H27. 12 長野県において里親登録（里父・里母）

H29. 8 専門里親の登録（里父）

H30. 9 ファミリーホーム開設

R 3. 1 里親登録抹消、ファミリーホーム廃止

2 被害児童

	A児	B児	C児	D児
虐待類型	身体的虐待 性的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
被害開示日※	R2. 11. 17	R2. 12. 4	R2. 12. 4	R2. 12. 4
一時保護日	R2. 12. 3 (児相へ通告日)	R2. 12. 8	R2. 12. 11	R2. 12. 15

※ 児童から虐待が疑われる開示が最初にあった日、又は里父から虐待を疑わせる発言が最初にあった日

- ・ A児 R2. 11. 17 β学校が実施した「いじめ・体罰アンケート」に性的虐待が疑われる記載
- ・ B児 R2. 12. 4 里父がB児への身体的虐待を認める
- ・ C児 R2. 12. 4 里父がC児に対する身体的虐待を疑わせる発言
- ・ D児 R2. 12. 4 D児が里父による身体的虐待を開示

第3～4 課題（検証報告書P10～24）及び提言（検証報告書P25～37）

1 里親認定に係る事項

項目	課題	提言
(1) 虐待歴等の確認	刑罰証明書で確認できる刑罰を除き、他の都道府県での虐待歴等を確認する手段がない。	ア 虐待歴等の情報を把握できる仕組みの創設を国に要望すること。 イ 他の都道府県で里親登録のあった者について、委託歴や養育状況を調査し、里親審査部会に報告すること。
(2) 里親認定に関する調査審査のあり方	ア 児童相談所は、里父との連携の困難さ等を感じていたが、里親審査部会に情報提供、説明をしなかった。	ア 里親希望者の調査審査の新たな方法を検討すること。 ・十分な調査を実施し、里親審査部会に情報提供すること。 ・審査資料に懸念や違和感等を記載すること。 ・付帯意見が付された場合の取扱いを明確にすること。 ・付帯意見が付された里親に委託する場合、事前に里親審査部会の意見を徴するなど慎重に判断すること。
	イ 児童相談所が市町村に対し、意見書の修正を打診し、意見書を差し替えた。	イ 意見書作成の観点を明示する等、訪問調査のあり方を見直し、その差替えを求めないこと。市町村に里親認定調査書の提供を検討すること。
	ウ 里親登録の更新手続が形骸化している。	ウ 里親の適格性に関する実質的審査が行える仕組みを検討すること。
	エ 専門里親の認定手続が形骸化している。	エ 適格性や専門性に関する実質的審査が行える仕組みを検討すること。

2 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項

項目	課題	提言
(3) 養育者等の虐待に関する理解	ア 里父は自らの暴力行為を正当化していた。	ア 里親が子どもの権利、虐待予防等の理解を深められるよう、研修プログラムを見直すこと。 イ セルフチェックの仕組みの導入を検討すること。 ウ 補助員に対する研修の導入、適性を確認する仕組みを検討すること。
	イ 里父の暴力行為を里母及び補助員は制止できなかった。	
(4) ファミリーホームの運営状況等	ア ファミリーホームの運営状況の確認が不十分だった。	ア ファミリーホームの運営状況を定期的に確認する仕組みを導入すること。（監査等）
	イ ファミリーホームの更新手続等の定めがなく、設置・運営の方針等が明確になっていない。	イ ファミリーホームの設置・運営のあり方について検討すること。

項目	課題	提言
(5) 里親と児童相談所との連携	ア 児童相談所は里父の養育に対する違和感等を軽視し、問題意識を持たなかった。	ア 養育に関する違和感等を明確化し、養育者等に働きかけ改善を図ること。里親認定基準に抵触する可能性がある場合、課題を審査する仕組みの導入等を検討すること。
	イ 複数の児童相談所が児童を委託していたが、児童相談所間の情報共有や一貫した支援・指導が行われていなかった。	イ フォスタリング機関が、養育状況等の情報を関係機関と共有し、役割分担、評価等を適切に行うこと。 ウ フォスタリング機関の役割を明確化し、養育者と関係機関の連携調整等の役割を發揮すること。
	ウ 児童相談所による養育状況の把握が不十分だった。	
	エ 児童相談所による介入が不十分だった。	エ 児童相談所等の職員の資質・専門性を向上し、適切な介入ができるようにするため、研修や助言・指導を受けられる機会を確保すること。
(6) 関係機関の情報共有	ア 児童相談所は、学校と情報共有を行っていなかった。	ア 児童相談所は学校等と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。
	イ 児童相談所は、里親所在市町村と情報共有を行っていなかった。	イ 児童相談所は里親所在市町村と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。
	ウ 里父に関する情報が、児童相談所間で共有されていなかった。	ウ フォスタリング機関が、養育状況等の情報を関係機関と共有し、役割分担、評価等を適切に行うこと。 〔(5)イ再掲〕
(7) 子どもの権利擁護	ア 子どもの声を聴く体制が不足していた。	ア 児童が児童相談所や外部の第三者に直接意見を表明できる機会を確保すること。(アドボケイトの導入等)
	イ 子どもの権利について定期的に説明していない等、説明が不十分だった。	イ 児童及び養育者に対し、子どもの権利について定期的に説明すること。児童の年齢や特性を考慮して説明内容や方法を工夫すること。
	ウ 「子どもの権利ノート」の内容が年齢等に応じた分かりやすいものになっていなかった。	ウ 児童にとって利用しやすくなるよう「子どもの権利ノート」を全面改訂すること。
	エ 被害児童は様々な不安から被害を表明できなかった可能性がある。 約2年間児童と面接を実施していない児童相談所があり、この間に身体的虐待が行われていた。	エ 児童が被害を表明できるよう、児童相談所は児童との信頼関係を構築すること。虐待が発生していないか定期的に児童から聴取する等、面接頻度や方法を明確に定めること。

項目	課題	提言
(8) 養育者等 を支える 仕組み	ア 里親の状況を把握し、ニーズに対応する支援が不足していた。 児童相談所やフォスタリング機関等の支援機関の協働や、ファミリーホーム所在市町村や学校等との連携が不十分だった。	ア 児童相談所等の職員の資質・専門性を向上し、適切な介入ができるようにするため、研修や助言・指導を受けられる機会を確保すること。 〔(5)エ再掲〕 フォスタリング機関は、養育者との信頼関係を構築し、頼られる存在となること。 フォスタリング機関の役割を明確化し、養育者と関係機関の連携調整等の役割を発揮すること。 〔(5)ウ再掲〕
	イ 里父は里親同士の交流等に消極的だった。	イ 里親同士の支え合い、レスパイトの活用を推進すること。
	ウ 現行の里親制度には、被措置児童等虐待を潜在化させるおそれがある。	ウ 里親欠格事由の見直しに向けた調査検討を国に対し要望すること。
(9) ファミリーホーム の評価	ファミリーホームにおいて、外部評価等が実施されていなかった。	ファミリーホーム事業者に積極的に外部評価を活用することを促すとともに、自己評価を行わせること。

3 事案発生後に係る事項

項目	課題	提言
(10) 学校から 児童相談 所への通 告の遅れ	ア 学校は、虐待対応の理解と危機意識が不足していた。通告が遅れた間に性的虐待を更に受けた可能性がある。	ア 学校管理職に対し、児童虐待対応の研修を実施すること。学校内部で「虐待対応の手引き」を周知徹底すること。
	イ 児童相談所は、学校が気軽に相談できる関係性を構築できていなかった。	イ 児童相談所は学校等と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。 〔(6)ア再掲〕
(11) 児童相談 所の対応 の遅れ	ア 通告を受けた児童相談所は、一時保護に対応できる態勢になかったが、他の児童相談所に直ちに応援要請を実施しなかった。	ア 通告を受けた児童相談所が、直ちに保護できる態勢がないときは、他の児童相談所の応援を得て、直ちに保護できる体制を構築すること。
	イ 面接時に虐待が疑われる発言があったが、これを掘り下げて確認しなかったため、被害の把握が遅れた。	イ 面接時の発言を注意深く聴くとともに、発言から課題に気づき、掘り下げて確認すること。
	ウ 児童が被害を開示できない可能性の考慮が不足し、保護が遅れた。	ウ 児童の安全を最優先し、一時保護した上で、調査等を行うこと。
	エ 複数の児童相談所が児童を委託している場合の虐待対応について、事前検討が不十分だった。	エ 複数の児童相談所が児童を委託している場合、どのように虐待対応するかあらかじめ検討しておくこと。

項 目	課 題	提 言
(12) 関係機関 の情報管 理	県による事案公表前に学校に対する取材が行われる等、関係者からの情報漏洩が疑われる事実があった。	ア 検証中の内容等が外部に漏洩しないよう、情報管理を徹底すること。
	—	イ 被害児童の最善の利益を考慮し、公表の時期・内容等について十分配慮すること。 ウ 報道機関に対し、プライバシー保護、二次被害の防止等に十分配慮するよう依頼すること。
(13) 被害児童 に対する アフター ケア	—	ア 被害児童の心理的負担に配慮し、被害状況の聴き取りは1回で終わられるよう努めること。 イ 被害児童に合った心のケアを実施すること。 ウ 被害児童に対する弁護士等による支援を必要に応じて検討すること。
(14) 虐待再発 防止	—	虐待防止の具体的な取組について、その効果を確認すること。